別表第一号一(3)アの表中

	○												○	○	○			○	○

を

	○												○	○	○			○	○
	8注○												○	○	○			○	○

に改め、同(3)ウ中「又は第五十七号」を「、第五十七号又は第五十七号の二」に改める。

別表第二号第六中「第57号」を「第57号又は第57号の２」に改める。

別表第二号第六注12を次のように改める。

12　６の欄は、次によること。

⑴　設備規則別図第４号の８の８において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。

⑵　１の欄から５の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第３章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第２条第１項第57号の２に規定する放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の２に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

別表第二号第六注13⑴に次のただし書を加える。

ただし、第２条第１項第57号の２に規定する放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の２に規定する有線テレビジョン放送施設等に限り記載を要しない。